

○テレビ小山放送後援事務取扱規定

第1条 趣旨

この規定は、テレビ小山放送株式会社（以下「当社」という。）以外の団体が主催する事業について、当社が後援（当社の名称をもって、当該事業に賛同することをいう。以下同じ。）をする場合の基準及び手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 後援の基準

- 1 当社が後援をすることができる事業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 目的、規模、対象者等を総合的に判断して当社の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
 - (2) 宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。
 - (3) 原則、無料で実施される事業、有料の場合は事業経費に充当する範囲で私的な利益を目的としないこと。
 - (4) 暴力団員など反社会的勢力が実施する催事でないこと。およびその勢力の利益になり、またはなる恐れがないこと。
 - (5) 主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分にあること。
 - (6) 開催の場所が公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているものであること。
 - (7) 事業が広く一般に開放されるものであり、小山市・野木町で開催されるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体には、後援をしないものとする。
 - (1) 第7条の規定により取消しを受けたことのある団体
 - (2) 第7条の規定に違反したことのある団体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、後援を行うことが適当でないと当社が判断した団体

第3条 後援の申請

当社の後援を受けようとする団体は、原則として当該事業の開始の日の45日前までに後援申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、当社に提出しなければならない。

第4条 後援の決定等

- 1 第3条の申請があったとき、当社は速やかに後援の可否を決定し、後援決定通知書又は後援申請の結果について通知書により、当該申請者に通知する。
- 2 当社は、後援を決定した事業（以下「後援事業」という。）に要する経費を負担しないものとする。
- 3 名義使用に関して、当社の信用や名誉を害する行為をしないものとする。
- 4 後援事業において生じた損害については、当社は、その責めを負わないものとする。
- 5 必要があると認めるときは、主催者に対し後援事業実績報告書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

第5条 後援期間

後援の期間は、第4条第1項の規定により決定を受けた日から当該決定を受けた後援事業終了の日までとする。

第6条 変更の承認

第4条第1項の規定により後援の決定を受けた団体（以下「後援団体」という。）は、後援事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、後援申請事項変更申請書（第3号様式）に当社が必要と認める書類を添えて当社に申請し、その承認を受けなければならない。

第7条 後援の取消し

- 1 当社は、後援団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請により後援の決定を受けたとき。
 - (2) 後援事業の計画変更等により、第2条第1項の基準に該当しなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当社が特に必要があると認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により後援を取り消したときは、後援決定取消し通知書により当該後援団体に通知する。
- 3 後援の取消しによって生じた損害については、当社はその責めを負わない。

第8条 個人情報

申込書の個人情報は依頼先の確認や可否回答などで使用いたします。

第9条 適用除外

申請に係る事業に関し別に定めがあるとき、この規程によることが適当でないと認める場合は、この規程を適用しないことができる。

第10条 補足

この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、令和5年11月1日から施行する

—以下、空白—